

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第12号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級
(略)			(略)		
三条長岡学区	(略)	新潟県立月ヶ岡特別支援学校 新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校 新潟県立はまなす特別支援学校 (略)	三条長岡学区	(略)	新潟県立月ヶ岡特別支援学校 新潟県立はまなす特別支援学校 (略)
(略)			(略)		
十日町学区	(略)	新潟県立川西高等特別支援学校	十日町学区	(略)	新潟県立小出特別支援学校川西分校
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。